解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

山口県防府市寿町七番一号

財団法人防府市公営施設管理公社

清算人　中村　隆

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

山口県防府市寿町七番一号

財団法人防府市社会福祉協議会

清算人　中村　隆

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

山口県防府市寿町七番一号

財団法人防府市住宅協会

代表清算人　松浦　正人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

山口県宇部市琴芝町二丁目四番二〇号宇部市総合福祉会館内

財団法人宇部市母子寡婦福祉連合会

清算人　野村　夏子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月一日

山口県岩国市周東町用田一三七番地八

財団法人岩国市周東文化振興財団

代表清算人　霜川　一典

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

高知県吾川郡仁淀川町竹ノ谷六一二番地

財団法人仁淀川町ふるさと体験センター

代表清算人　宇賀　孝敏

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

長崎県松浦市志佐町里免三六五番地

財団法人伊万里湾漁業被害救済基金

清算人　友広　郁洋

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

鹿児島県鹿屋市輝北町市成字上場一六六〇番地三

財団法人輝北うわば公園まちづくり公社

清算人　藤井　正和

解散公告（第二回）

当法人は、定款で定めた存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

青森市堤町二丁目一番一号

財団法人青森県コミュニティ運動推進協会

代表清算人　吉田　豊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月十八日開催の臨時総会の決議により栃木県知事の許可を受け平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

栃木県小山市中央町一丁目一番一号

社団法人小山工業団地管理協会

清算人　諏訪　博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十七日開催の理事会において解散の決議を行い、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

栃木県宇都宮市塙田一丁目一番二〇号

財団法人栃木県福利厚生会

清算人　白土　茂文

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

栃木県宇都宮市塙田一丁目一番二〇号

財団法人栃木県職員互助会

清算人　齋藤　繁

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年三月十二日に群馬県知事の許可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

群馬県前橋市上細井町八一九番地五

上細井土地改良区

代表清算人　長谷川富雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

千葉県長生郡長生村七井土一四五二番地

社団法人長生農業管理センター

代表清算人　田中　豊彦

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

東京都千代田区紀尾井町三番二九号

社団法人日本食糧協会

代表清算人　加藤欽一郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目一八番四号

財団法人アリオン音楽財団

清算人　江戸　京子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目二番二三号

財団法人東急弘潤会

清算人　葛西　連二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

新潟市西蒲区夏井九五五番地

財団法人夏井財団

代表清算人　山上　清門